



# 認 証 報 告 書

独立行政法人 情報処理推進機構  
理事長 藤原 武平



## 評価対象

申請受付日（受付番号）	平成19年11月9日（IT認証7183）
認証番号	C0147
認証申請者	富士ゼロックス株式会社
TOEの名称	Xerox WorkCentre 7232/7242
TOEのバージョン	Controller+PS ROM Ver.1.203.0 IOT ROM Ver.4.7.0 IIT ROM Ver.20.4.1 ADF ROM Ver.20.0.0
PP適合	なし
適合する保証パッケージ	EAL2
開発者	富士ゼロックス株式会社
評価機関の名称	有限責任中間法人 ITセキュリティセンター

上記のTOEについての評価は、以下のとおりであることを認証したので報告します。

平成20年2月28日

セキュリティセンター 情報セキュリティ認証室  
技術管理者 鈴木 秀二

**評価基準等：「ITセキュリティ評価及び認証制度の基本規程」で定める下記の規格に基づいて評価された。**

Common Criteria for Information Technology Security Evaluation Version 2.3

Common Methodology for Information Technology Security Evaluation Version 2.3

## 評価結果：合格

「Xerox WorkCentre 7232/7242」は、独立行政法人 情報処理推進機構が定めるITセキュリティ認証申請手続等に関する規程に従い、定められた規格に基づく評価を受け、所定の保証要件を満たした。

# 目次

---

1	全体要約	1
1.1	はじめに	1
1.2	評価製品	1
1.2.1	製品名称	1
1.2.2	製品概要	1
1.2.3	TOEの範囲と動作概要	2
1.2.4	TOEの機能	5
1.3	評価の実施	5
1.4	評価の認証	6
1.5	報告概要	6
1.5.1	PP適合	6
1.5.2	EAL	6
1.5.3	セキュリティ機能強度	6
1.5.4	セキュリティ機能	6
1.5.5	脅威	7
1.5.6	組織のセキュリティ方針	8
1.5.7	構成条件	8
1.5.8	操作環境の前提条件	9
1.5.9	製品添付ドキュメント	10
2	評価機関による評価実施及び結果	11
2.1	評価方法	11
2.2	評価実施概要	11
2.3	製品テスト	11
2.3.1	開発者テスト	11
2.3.2	評価者テスト	13
2.4	評価結果	15
3	認証実施	15
4	結論	15
4.1	認証結果	15
4.2	注意事項	20
5	用語	21
6	参照	26

# 1 全体要約

## 1.1 はじめに

この認証報告書は、「Xerox WorkCentre 7232/7242」（以下「本TOE」という。）について有限責任中間法人 ITセキュリティセンター（以下「評価機関」という。）が行ったITセキュリティ評価に対し、その内容の認証結果を申請者である富士ゼロックス株式会社に報告するものである。

本認証報告書の読者は、本書と共に、対応するSTや本TOEに添付されるマニュアル（詳細は「1.5.9 製品添付ドキュメント」を参照のこと）を併読されたい。前提となる環境条件、対応するセキュリティ対策方針とその実施のためのセキュリティ機能要件、保証要件及びそれらの要約仕様は、STにおいて詳述されている。また、動作条件及び機能仕様は本TOEに添付されるドキュメントに詳述されている。

本認証報告書は、本TOEに対して、適合の保証要件に基づく認証結果を示すものであり、個別のIT製品そのものを認証するものではないことに留意されたい。

注：本認証報告書では、ITセキュリティ評価及び認証制度が定めるITセキュリティ評価基準、ITセキュリティ評価方法の各々をCC、CEMと総称する。

## 1.2 評価製品

### 1.2.1 製品名称

本認証が対象とする製品は以下のとおりである。

名称: Xerox WorkCentre 7232/7242  
バージョン: Controller+PS ROM Ver.1.203.0  
IOT ROM Ver.4.7.0  
IIT ROM Ver.20.4.1  
ADF ROM Ver.20.0.0  
開発者: 富士ゼロックス株式会社

### 1.2.2 製品概要

本製品は、コピー機能、プリンター機能、スキャナー機能およびファクス機能を有するデジタル複合機（Multi Function Peripheral、略称MFP）「Xerox WorkCentre 7232/7242」である（以降、これら2機種の複合機を総称して「MFP」という）。

MFPは、一般的な業務オフィスにおいて、操作パネル、公衆電話回線網、内部ネッ

ネットワークを介するクライアントPC（一般利用者用、システム管理者用）やサーバ、および直接的に接続された一般利用者クライアントから利用される事を想定している。

MFPが共通に提供するセキュリティ機能を以下に示す。

- ・ハードディスク蓄積データ上書き消去機能
- ・ハードディスク蓄積データ暗号化機能
- ・ユーザー認証機能
- ・システム管理者セキュリティ管理機能
- ・カスタマーエンジニア操作制限機能
- ・セキュリティ監査ログ機能
- ・内部ネットワークデータ保護機能
- ・ファックスフローセキュリティ機能

### 1.2.3 TOEの範囲と動作概要

本TOEの物理的範囲はMFP全体であり、MFPは、コントローラボード、操作パネル、ADFボード、IITボード、及びIOTボードの回路基板ユニットから構成される。図1-1にTOEの物理的構成イメージとTOEが持つ機能を示す。

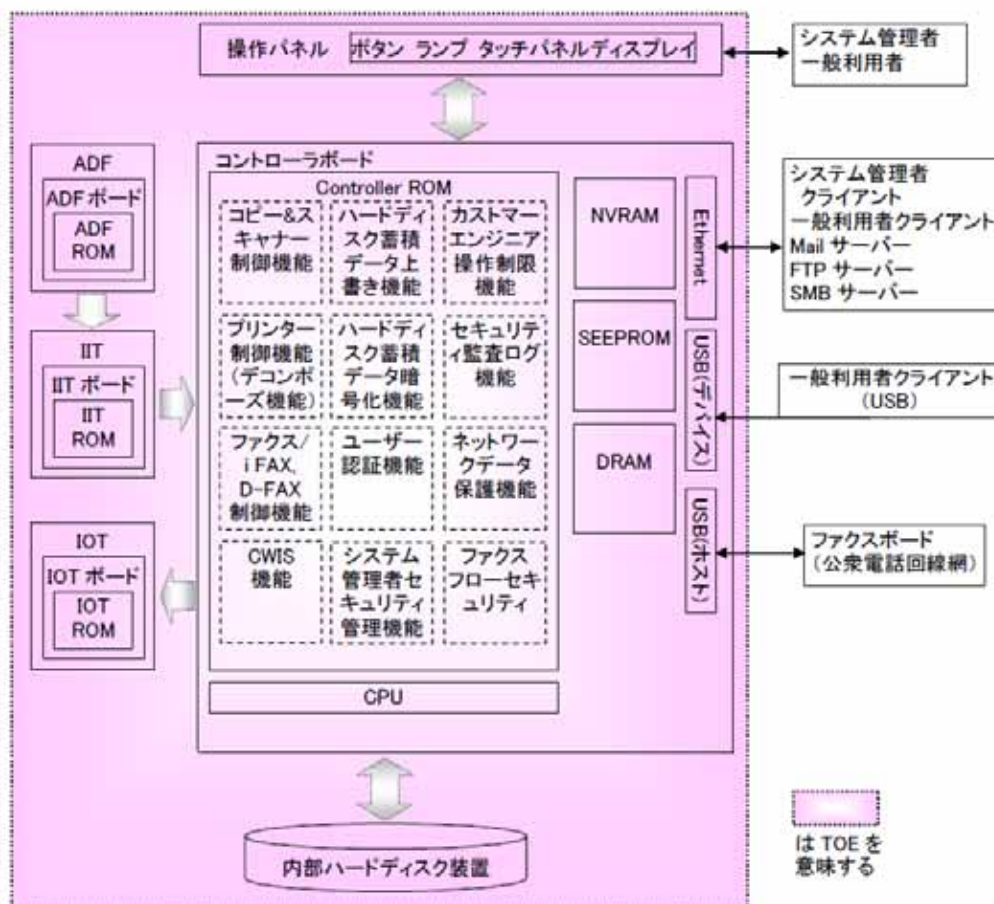


図1-1 TOEの物理的構成イメージ

また、TOEの機能を利用したMFPの利用イメージを以下の図に示す。

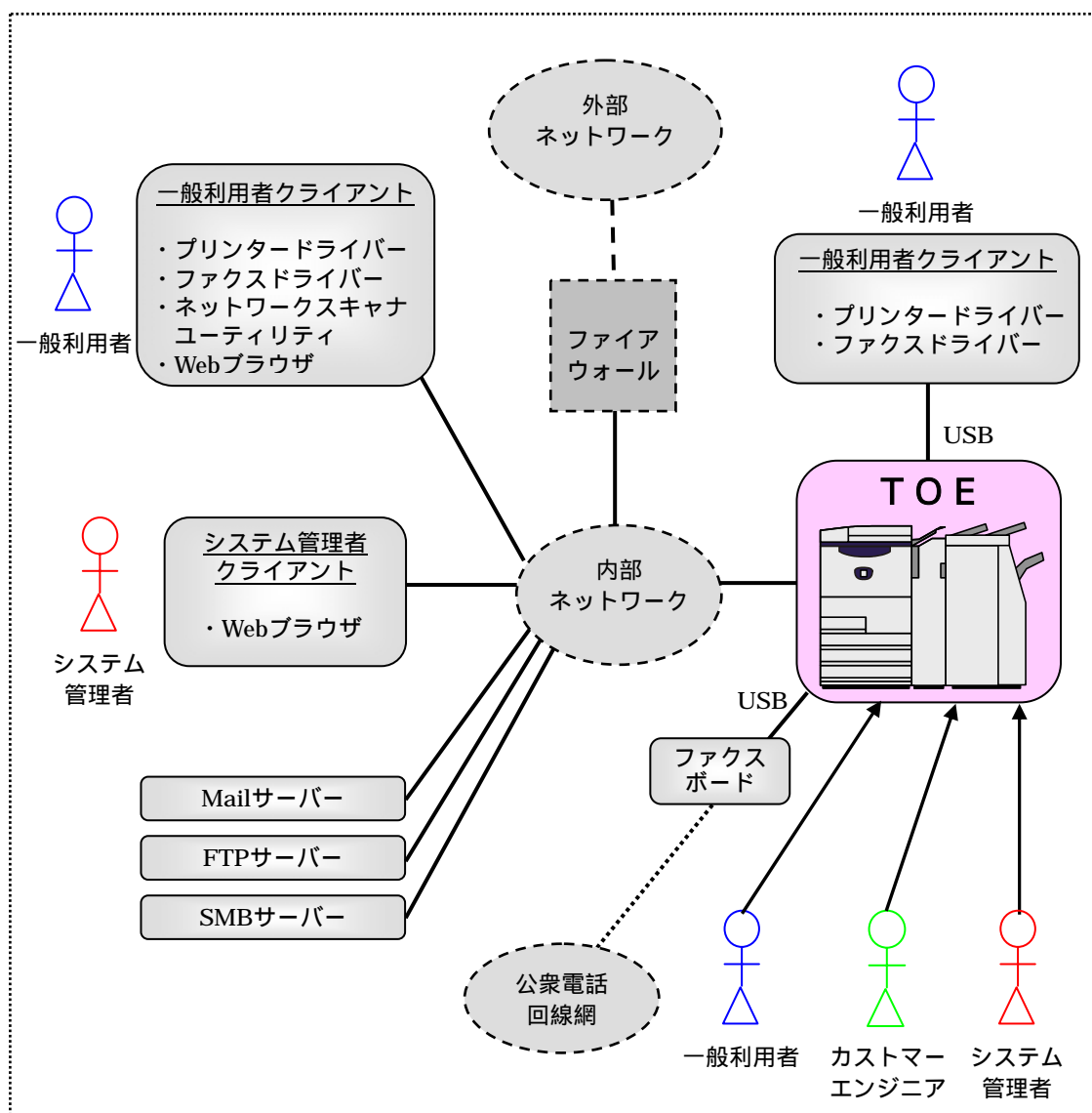


図1-2 利用イメージ

TOEの機能を利用したMFPの利用イメージと動作概要は以下のとおりである。

操作パネル：

一般利用者は、コピー、ファクス、スキャン、プリントなどの機能を利用することができる。

また、システム管理者は、TOEに対してTOE設定データの設定、確認や変更を行うことができる。

#### 一般利用者クライアント：

ネットワーク接続されている場合、プリンタードライバー、ネットワークスキャナユーティリティ、及びファクスドライバーがインストールされており、MFPに対して文書データのプリント要求、文書データのファクス要求、及び文書データの取り出し要求を行うことができる。

また、Webブラウザを使用して、MFPに対してスキャナ機能によりスキャンした文書データの取り出し要求を行う。また一般利用者がMFPに登録した親展ボックスのボックス名称、パスワード、アクセス制限、および文書の自動削除指定の設定変更ができる。

USBでローカル接続されている場合、プリンタードライバー、及びファクスドライバーがインストールされており、MFPに対して文書データのプリント要求、及び文書データのファクス要求を行うことができる。

#### システム管理者クライアント：

Webブラウザを使用してTOEに対してTOE設定データの設定、確認や変更、およびセキュリティ監査ログデータのダウンロードを行うことができる。

#### Mailサーバー：

MFPはメールプロトコルを用いて、Mailサーバーに文書データ（一般利用者がMFPのスキャナー機能により作成したもの）を送信することができる。

#### FTPサーバー：

MFPはFTPプロトコルを用いて、FTPサーバーに文書データ（一般利用者がMFPのスキャナー機能により作成したもの）を送信することができる。

#### SMBサーバー：

MFPはSMBプロトコル(Windowsでネットワークを通じてファイル共有等を実現するプロトコル)を用いて、SMBサーバーに文書データ(一般利用者がMFPのスキャナー機能により作成したもの)を送信することができる。

#### ファクスボード

外部公衆回線に接続されておりG3/G4プロトコル（FAXの国際規格）に対応するファクスボードである。MFPとはUSBのインタフェースで接続されファクスデータの送受信を行う。

#### 1.2.4 TOEの機能

TOEは一般利用者に対して、基本機能として操作パネル機能、コピー機能、プリンター機能、スキャナー機能、ファクス機能、i-FAXとD-FAX、及びCWIS機能を提供する。

TOEは上記機能の使用に関連し、保護対象とする資産を守るために、以下に示すセキュリティ機能を持つ。

- ・ハードディスク蓄積データ上書き消去機能
- ・ハードディスク蓄積データ暗号化機能
- ・ユーザー認証機能
- ・システム管理者セキュリティ管理機能
- ・カスタマーエンジニア操作制限機能
- ・セキュリティ監査ログ機能
- ・内部ネットワークデータ保護機能
- ・ファックスフローセキュリティ機能

#### 1.3 評価の実施

認証機関が運営するITセキュリティ評価・認証プログラムに基づき、公表文書「ITセキュリティ評価及び認証制度の基本規程」[2]、「ITセキュリティ認証申請手続等に関する規程」[3]、「ITセキュリティ評価機関承認申請手続等に関する規程」[4]に規定された内容に従い、評価機関によってTOEに関わる機能及び保証要件の評価が実施された。

本評価の目的は、以下のとおりである。

- (1) 本TOEのセキュリティ設計が適切であること。
- (2) 本TOEのセキュリティ機能が、セキュリティ設計で記述されたセキュリティ機能要件を満たしていること。
- (3) 本TOEがセキュリティ設計に基づいて開発されていること。
- (4) 上記(1)、(2)、(3)を、CCパート3及びCEMの規定に従って評価すること。

具体的には、評価機関は、本TOEのセキュリティ機能の基本設計である「Xerox WorkCentre 7232/7242 セキュリティターゲット」(以下「ST」という。)[1]、本TOE開発に関連する評価用提供物件、及び本TOEの開発・製造・出荷の現場を調査し、本TOEがCCパート1 ([5][8][11]のいずれか) 附属書B、CCパート2 ([6][9][12]のいずれか) の機能要件を満たしていること、また、その根拠として、TOEの開発・製造・出荷環境がCCパート3 ([7][10][13]のいずれか) の保証要件を満たしていることを評価した。この評価手順及び結果は、「Xerox WorkCentre 7232/7242 評価報告書」(以下「評価

報告書」という。) [18]に示されている。なお、評価方法は、CEM ([14][15][16]のいずれか) に準拠する。また、CC及びCEMの各パートは補足[17]の内容を含む。

## 1.4 評価の認証

認証機関は、評価機関が作成した、評価報告書、所見報告書、及び関連する評価証拠資料を検証し、本TOE評価が所定の手続きに沿って行われたことを確認した。認証の過程において発見された問題については、認証レビューを作成した。評価は、平成20年2月の評価機関による評価報告書の提出をもって完了し、認証機関が指摘した問題点は、すべて解決され、かつ、本TOE評価がCC及びCEMに照らして適切に実施されていることを確認した。認証機関は同報告書に基づき本認証報告書を作成し、認証作業を終了した。

## 1.5 報告概要

### 1.5.1 PP適合

適合するPPはない。

### 1.5.2 EAL

STが規定するTOEの評価保証レベルは、EAL2適合である。

### 1.5.3 セキュリティ機能強度

STは、最小機能強度として、“SOF-基本”を主張する。

本TOEが想定する攻撃者の攻撃レベルは低レベルである。従って、最小機能強度として“SOF-基本”を主張することは妥当である。

### 1.5.4 セキュリティ機能

本TOEのセキュリティ機能は、以下のとおりである。

- ・ハードディスク蓄積データ上書き消去機能

TOEは、各ジョブの処理中に作成される文書データを、一時的に内部ハードディスク装置に蓄積するが、各ジョブ終了時の利用済み文書データを、不正な暴露から保護するために、文書データの上書き消去機能を提供する。

- ・ハードディスク蓄積データ暗号化機能

TOEは、各ジョブの処理中に作成される文書データを、不正な暴露から保護するために、内部ハードディスク装置に書き込む前に、文書データを暗号化する機能を提供する。



- ・ユーザー認証機能  
TOEは、操作パネル、Webブラウザおよびネットワークスキャナユーティリティを通してTOE機器を使用する前に、ユーザーIDとパスワードを入力するといった一般利用者を識別するためのユーザー認証機能を提供する。この機能を利用することで、認証された一般利用者だけにTOE機能の使用を許可することができる。
- ・システム管理者セキュリティ管理機能  
TOEは、ある特定の利用者へ特別な権限を持たせるために、ツールモードへのアクセスをシステム管理者のみに制限し、システム管理者IDとパスワードにより認証されたシステム管理者のみに、操作パネルやWebブラウザを通して、TOEセキュリティ機能の設定、変更やセキュリティ監査ログデータのダウンロードを行う権限を提供することができる。
- ・カスタマーエンジニア操作制限機能  
TOEは、システム管理者が、カスタマーエンジニアによるセキュリティ機能の設定を行う権限を、使用不可にさせる機能を提供する。この機能を利用することで、カスタマーエンジニアのなりすましによる設定変更が出来ないようにすることができる。
- ・セキュリティ監査ログ機能  
TOEは、いつ、誰が、どのような作業をMFPで行ったかという、TOEの重要なイベント（例えば障害や構成変更、ユーザ操作など）を追跡して記録するセキュリティ監査ログ機能を提供する。この機能を利用することにより、TOEの不正使用や不正使用の試みを監視することができる。
- ・内部ネットワークデータ保護機能  
TOEは、文書データ、セキュリティ監査ログデータおよびTOE設定データを保護する目的で、SSL/TLS・IPSec・SNMPv3・S/MIMEといった、暗号化通信プロトコルによる通信データの保護に対応している。これらの一般的なネットワークプロトコルを利用することで、TOEとリモート間でセキュアなデータ通信が可能になる。
- ・ファックスフローセキュリティ機能  
TOEは、ファックスの電話回線やモデムの通信路を通じて内部ネットワークに不正にアクセスする可能性を阻止するため、電話回線から、ファクスデータ以外のデータが内部ネットワークに流れないようにすることで、電話回線から内部ネットワークへの不正アクセスを不可能にしている。

### 1.5.5 脅威

本TOEは、表1-1に示す脅威を想定し、これに対抗する機能を備える。

表1-1 想定する脅威

脅威（識別子）	内容説明
内部ハードディスク装置に蓄積される文書データ、セキュリティ監査ログデータの不正再生	
T.RECOVER	攻撃者が、内部ハードディスク装置を取り出して、その内容を読み取るために市販のツール等に接続して、内部ハードディスク装置上の利用済み文書データや文書データ、およびセキュリティ監査ログデータを読み出して漏洩させるかもしれない。
文書データおよびTOE設定データの不正アクセス	
T.CONFDATA	攻撃者が、操作パネルやWebブラウザから、システム管理者のみアクセスが許可されているTOE設定データにアクセスして、データの改ざんまたは不正に読み出すかもしれない。
T.DATA_SEC	攻撃者が、操作パネルやWebブラウザから、文書データやセキュリティ監査ログデータを、不正に読み出すかもしれない。
文書データおよびTOE設定データの盗聴	
T.COMM_TAP	攻撃者が、内部ネットワーク上に存在する文書データ、セキュリティ監査ログデータおよびTOE設定データを盗聴や改ざんをするかもしれない。
T.CONSUME	攻撃者が、TOEにアクセスしTOEの機能を不正に使用するかもしれない。

### 1.5.6 組織のセキュリティ方針

TOEの利用に当たって要求される組織のセキュリティ方針を表1-2に示す。

表1-2 組織のセキュリティ方針

組織の方針（識別子）	内容説明
アメリカの政府機関要請	
P.FAX_OPT	米国政府機関の要請により、公衆電話回線網から内部ネットワークへのアクセスができないことを保証しなければならない。

### 1.5.7 構成条件

本製品は、富士ゼロックス社製デジタル複合機「Xerox WorkCentre 7232/7242」である。

上記以外に、ファクス機能を使用する場合のオプション機器としてファクスボードの装備、また、リモートのクライアントPC（一般利用者用、システム管理者用）から使用する場合のOSとして、Windows 2000、Windows XP、またはWindows VISTAのインストールが必要である。

## 1.5.8 操作環境の前提条件

本TOEを使用する環境において有する前提条件を表1-3に示す。

これらの前提条件が満たされない場合、本TOEのセキュリティ機能が有効に動作することは保証されない。

表1-3 TOE使用の前提条件

前提条件（識別子）	内容説明
人的な信頼	
A.ADMIN	システム管理者は、TOEの機器管理に課せられた役割を遂行するために、TOEセキュリティ機能に関する必要な知識を持ち、悪意をもった不正を行わないものとする。
保護モード	
A.SECMODE	<p>システム管理者は、TOEを運用するにあたり下記の通りに設定するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 本体パネルからの認証時のパスワード使用設定：有効にする</li> <li>● システム管理者パスワード長：9文字以上</li> <li>● システム管理者ID認証失敗によるアクセス拒否：有効にする</li> <li>● システム管理者ID認証失敗によるアクセス拒否回数：5</li> <li>● カスタマーエンジニア操作制限機能設定：有効にする</li> <li>● 認証の種類：ユーザー認証を有効にする</li> <li>● ユーザーパスワード(一般利用者とSA)文字数制限：9文字以上</li> <li>● プライベートプリント設定：認証成功のジョブを蓄積にする</li> <li>● 監査ログ機能設定：有効にする</li> <li>● SNMPv3通信設定：有効にする</li> <li>● SNMPv3認証パスワード：8文字以上</li> <li>● SSL/TLS通信設定：有効にする</li> <li>● IPSec通信設定：有効にする</li> <li>● S/MIMEプロトコル設定：有効にする</li> <li>● SMB通信設定：無効にする</li> <li>● ハードディスク蓄積データ上書き消去設定：有効にする</li> <li>● ハードディスク蓄積データ暗号化設定：有効にする</li> <li>● ハードディスク蓄積データ暗号化キー設定：12文字</li> <li>● 時刻指定文書削除設定：有効にする</li> </ul>

### 1.5.9 製品添付ドキュメント

本TOEに添付されるドキュメントを以下に示す。

- Xerox WorkCentre 7232/7242 System Administrator's Guide  
バージョン : 701P47545
- Xerox WorkCentre 7232/7242 Security Function Supplementary Guide  
バージョン : 896E84170

## 2 評価機関による評価実施及び結果

### 2.1 評価方法

評価は、CCパート3の保証要件について、CEMに規定された評価方法を用いて行われた。評価作業の詳細は、評価報告書において報告されている。評価報告書では、本TOEの概要説明、CEMのワークユニットごとに評価した内容及び判断が記載されている。

### 2.2 評価実施概要

以下、評価報告書による評価実施の履歴を示す。

評価は、平成19年11月に始まり、平成20年2月評価報告書の完成をもって完了した。評価機関は、開発者から評価に要する評価用提供物件一式の提供を受け、一連の評価における証拠を調査した。また、平成20年1月に開発現場へ赴き、図面・記録・現物の確認、及びスタッフへのヒアリングにより、配付と運用の各ワークユニットに関するプロセスの施行状況の調査を行った。また、平成20年1月に開発者サイトで開発者のテスト環境を使用し、開発者が実施したテストのサンプリングチェック及び評価者テストを実施した。

各ワークユニットの評価作業中に発見された問題点は、すべて所見報告書として発行され、開発者に報告された。それらの問題点は、開発者による見直しが行われ、最終的に、すべての問題点が解決されている。

また、評価の過程で認証機関による問題点の指摘として認証レビューが評価機関へ渡された。これらは評価機関及び開発者による検討ののち、評価に反映されている。

### 2.3 製品テスト

評価者が評価した開発者テスト及び評価者の実施した評価者テストの概要を以下に示す。

#### 2.3.1 開発者テスト

##### 1) 開発者テスト環境

開発者が実施したテストの構成を図2-1に示す。

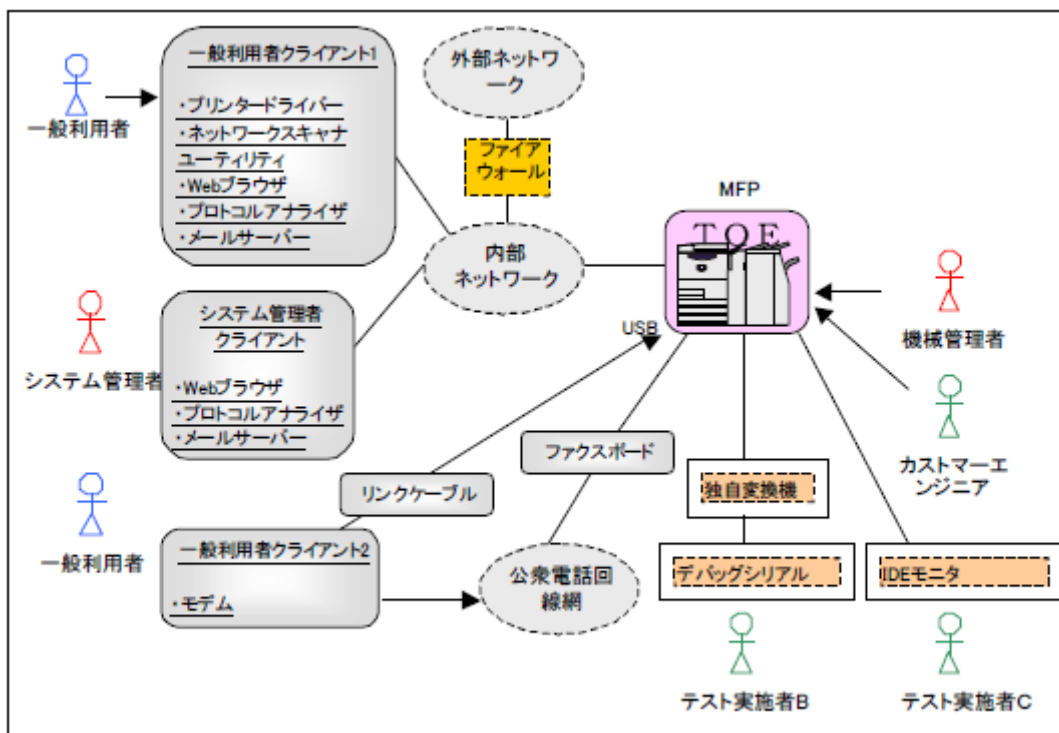


図2-1 開発者テストの構成図

## 2) 開発者テスト概説

開発者の実施したテストの概要は以下のとおり。

### a. テスト構成

開発者が実施したテストの構成を図2-1に示す。開発者テストはSTにおいて識別されているTOE構成と同等のTOEテスト環境で実施されている。

### b. テスト手法

テストには、以下の手法が使用された。

テストに使用するMFPは、テスト用ネットワーク(Ethernet)を通して、MFP用のプリンタードライバー、ネットワークスキャナユーティリティ、Webブラウザがインストールされた利用者クライアント1(PC)と接続される。

利用者クライアント2(PC)は公衆電話回線網に接続されており、TOEとFAXの送受信を行う。

システム管理者クライアントは、テスト用ネットワーク(Ethernet)を通して、テストに使用するMFPにWEBブラウザでアクセスする。

デバッグシリアルは、MFPに独自変換機を介して接続され、ハードディスク蓄積データ上書き消去機能、ハードディスク蓄積データ暗号化機能によるハードディスク内の最終的なデータの状態を確認するために使用する。

IDEモニタは、MFP内のコントローラボードとハードディスクとの間に接続され、ボードとHDD間の通信データをモニタリングすることにより、ハードディスク上書き消去機能及びハードディスク蓄積データ暗号化機能による通信データの内容を確認するために使用する。

システム管理者クライアントと一般クライアントにはプロトコルアナライザ(etherreal)を実装し、ネットワーク上のデータの流れを監視し規定したプロトコル・暗号で通信しているか確認するために使用する。

ハードディスクのエラーを擬似的に発生させるために、HDD電源OFF用スイッチ付き中継ケーブルをハードディスクに接続し、上書き消去機能の動作エラーに関するテストを実施している。

#### c.実施テストの範囲

テストは開発者によって52項目実施されている。

52項目のテスト項目の内訳として、セキュリティ機能別のテスト数は次のとおりである。

- ・ 上書き消去機能テスト 18 項目
- ・ 暗号化機能テスト 4 項目
- ・ システム管理者認証機能テスト 4 項目
- ・ 一般利用者認証機能テスト 4 項目
- ・ カスタマーエンジニアの操作制限機能テスト 1 項目
- ・ セキュリティ監査ログ機能テスト 8 項目
- ・ FAX フローセキュリティテスト 2 項目
- ・ ネットワーク保護機能テスト 11 項目

テストの範囲としては各機能のふるまいが網羅されており、全体として適切な実施量、及び範囲である。

#### d.結果

開発者によるテスト結果は、期待されるテスト結果と実際のテスト結果が一致していることを確認している。評価者は、開発者テストの実施方法、実施項目の正当性を確認し、実施方法及び実施結果がテスト計画書に示されたものと一致することを確認した。

### 2.3.2 評価者テスト

#### 1) 評価者テスト環境

評価者が実施したテストの構成は、開発者テストと同等の構成である。評価者テストに使用したシステムの構成を図2-2に示す。

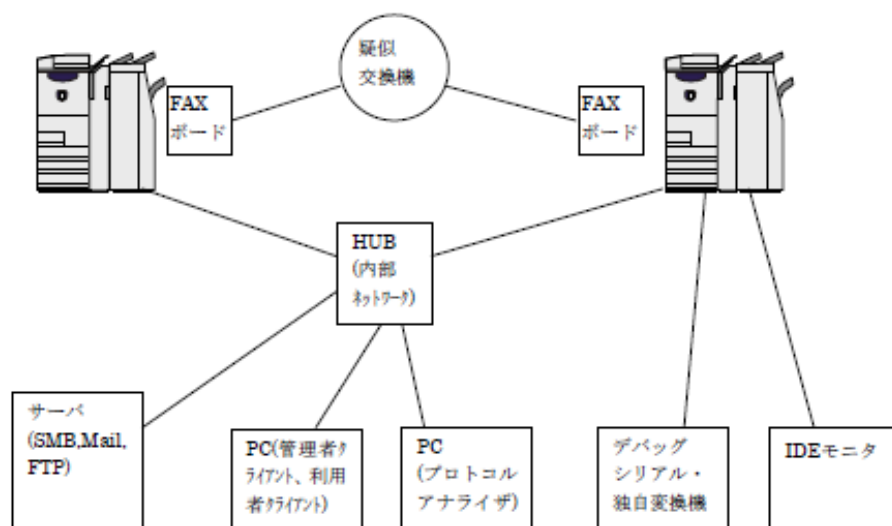


図2-2 評価者テストの構成

## 2) 評価者テスト概説

評価者の実施したテストの概要は以下のとおり。

### a. テスト構成

評価者が実施したテストの構成を図2-2に示す。評価者テストは、STにおいて識別されているTOE構成と同等のTOEテスト環境で実施されている。

### b. テスト手法

評価者は、開発者テストと同等のテスト環境において、開発者テストと同様のテスト手法でテストを実施している。

### c. 実施テストの範囲

評価者が独自に考案したテストを6項目、開発者テストのサンプリングによるテストを52項目、計58項目のテストを実施している。テスト項目の選択基準として、下記を考慮している。

#### 独立テスト

セキュリティ機能の開発者テストの厳密さ（パラメタの限界値分析の観点、開発者テストで未実施の細分化された機能）

#### 開発者テストのサンプリング

開発者テスト（全52項目）を全て実施した。

### d. 結果

実施したすべての評価者テストは正しく完了し、TOEのふるまいを確認することができた。評価者はすべてのテスト結果は期待されるふるまいと一致していることを確認した。



## 2.4 評価結果

評価報告書をもって、評価者は本TOEがCEMのワークユニットすべてを満たしていると判断した。

## 3 認証実施

認証機関は、評価の過程で評価機関より提出される各資料をもとに、以下の認証を実施した。

当該所見報告書でなされた指摘内容が妥当であること。

当該所見報告書でなされた指摘内容が正しく反映されていること。

提出された証拠資料をサンプリングし、その内容を検査し、関連するワークユニットが評価報告書で示されたように評価されていること。

評価報告書に示された評価者の評価判断の根拠が妥当であること。

評価報告書に示された評価者の評価方法がCEMに適合していること。

これらの認証において発見された問題事項を、認証レビューとして作成し、評価機関に送付した。

認証機関は、ST及び評価報告書において、所見報告書及び認証レビューで指摘された問題点が解決されていることを確認した。

## 4 結論

### 4.1 認証結果

提出された評価報告書、当該所見報告書及び関連する評価証拠資料を検証した結果、認証機関は、本TOEがCCパート3のEAL2に対する保証要件を満たしていることを確認した。

評価機関の実施した各評価者エレメントについての検証結果を表4-1にまとめる。

表4-1 評価者アクションエレメント検証結果

評価者アクションエレメント	検証結果
<b>セキュリティターゲット評価</b>	<b>適切な評価が実施された。</b>
ASE_DES.1.1E	評価はワークユニットに沿って行われ、TOE種別、境界の記述が明瞭であることを確認している。
ASE_DES.1.2E	評価はワークユニットに沿って行われ、TOE記述が理路整然とし一貫していることを確認している。
ASE_DES.1.3E	評価はワークユニットに沿って行われ、TOE記述がST全体の内容と一貫していることを確認している。
ASE_ENV.1.1E	評価はワークユニットに沿って行われ、TOEのセキュリティ環境の記述が前提条件、脅威、組織のセキュリティ方針を漏れなく識別していることを確認している。
ASE_ENV.1.2E	評価はワークユニットに沿って行われ、TOEのセキュリティ環境の記述が理路整然とし一貫していることを確認している。
ASE_INT.1.1E	評価はワークユニットに沿って行われ、ST概説がST及びTOEの識別、概要及びCC適合が明確に述べられていることを確認している。
ASE_INT.1.2E	評価はワークユニットに沿って行われ、ST概説の記述が理路整然とし一貫していることを確認している。
ASE_INT.1.3E	評価はワークユニットに沿って行われ、ST概説の記述がST全体の内容と一貫していることを確認している。
ASE_OBJ.1.1E	評価はワークユニットに沿って行われ、セキュリティ対策方針の記述にTOE及び環境のセキュリティ対策方針が、脅威、組織のセキュリティ方針、前提条件のいずれかへ遡れ、その対策方針の正当性をセキュリティ対策方針根拠が示していることを確認している。
ASE_OBJ.1.2E	評価はワークユニットに沿って行われ、セキュリティ対策方針の記述が完全で、理路整然としていて、かつ一貫していることを確認している。
ASE_PPC.1.1E	評価はワークユニットに沿って行われ、PP主張が行われていないため非適用であることを確認している。

ASE_PPC.1.2E	評価はワークユニットに沿って行われ、PP主張が行われていないため非適用であることを確認している。
ASE_REQ.1.1E	評価はワークユニットに沿って行われ、TOE及びIT環境の要件の記述、操作がCCに準拠していること、要件の依存性、機能強度が適切であること、各要件がそれぞれの対策方針に遡れ、それらを満たす根拠が示されていること、要件のセットが内部的に一貫し、相互サポート可能な構造となっていることを根拠が示していることを確認している。
ASE_REQ.1.2E	評価はワークユニットに沿って行われ、ITセキュリティ要件の記述が完全で、理路整然としていて、かつ一貫していることを確認している。
ASE_SRE.1.1E	評価はワークユニットに沿って行われ、CCを参照せずに明示された要件はないため非適用であることを確認している。
ASE_SRE.1.2E	評価はワークユニットに沿って行われ、CCを参照せずに明示された要件はないため非適用であることを確認している。
ASE_TSS.1.1E	評価はワークユニットに沿って行われ、TOE要約仕様の記述が適切なセキュリティ機能及び保証手段を示していること、それらが機能要件や保証要件を満たす根拠が示されていること、ITセキュリティ機能に対する機能強度主張が機能要件に対する機能強度と一貫していることを確認している。
ASE_TSS.1.2E	評価はワークユニットに沿って行われ、TOE要約仕様の記述が完全で、理路整然としていて、かつ一貫していることを確認している。
<b>構成管理</b>	<b>適切な評価が実施された</b>
ACM_CAP.2.1E	評価はワークユニットに沿って行われ、TOEとその構成要素が一意に識別され、TOEになされる変更の管理・追跡が可能な手続きが妥当であり正しく運用されていることを確認している。
<b>配付と運用</b>	<b>適切な評価が実施された</b>
ADO_DEL.1.1E	評価はワークユニットに沿って行われ、TOE配付についてセキュリティ維持のために必要な手続きが規定され、実施さ

	れていることを確認している。
ADO_DEL.1.2D	評価はワークユニットに沿って行われ、実際に配付手続きが使用されていることを、関係者へのヒアリング、及び使用されている図面・記録等の確認により確認している。
ADO_IGS.1.1E	評価はワークユニットに沿って行われ、TOEがセキュアにセットアップされるための手順が提供されていることを確認している。
ADO_IGS.1.2E	評価はワークユニットに沿って行われ、ADO_IGS.1.1Eにて提供されたセットアップの手順がセキュアであることを確認している。
<b>開発</b>	<b>適切な評価が実施された</b>
ADV_FSP.1.1E	評価はワークユニットに沿って行われ、明確かつ矛盾なく機能仕様が記述され、そこにすべての外部セキュリティ機能インタフェースとそのふるまいが適切に記述されていること、機能仕様にTSFが完全に表現されていること、機能仕様がTSFを完全に表現している論拠を含んでいることを確認している。
ADV_FSP.1.2E	評価はワークユニットに沿って行われ、機能仕様がTOEセキュリティ機能要件の完全かつ正確な具体化であることを確認している。
ADV_HLD.1.1E	評価はワークユニットに沿って行われ、上位レベル設計が明確で矛盾のないこと、サブシステムを規定しそのセキュリティ機能を記述していること、TSF実現に必要なIT環境が存在しないこと、TSFサブシステムの外部とその他のインタフェースが識別され、それらの詳細を記述していることを確認している。
ADV_HLD.1.2E	評価はワークユニットに沿って行われ、上位レベル設計がTOEセキュリティ機能要件の正確かつ完全な具体化であることを確認している。

ADV_RCR.1.1E	評価はワークユニットに沿って行われ、機能仕様がTOEセキュリティ機能の正しく完全な表現であり、上位レベル設計が機能仕様の正しく完全な表現であることを、それらの対応分析により確認している。
<b>ガイダンス文書</b>	<b>適切な評価が実施された</b>
AGD_ADM.1.1E	評価はワークユニットに沿って行われ、管理者ガイダンスがTOEのセキュアな運用に必要な管理機能、権限、利用条件とセキュアな状態維持のための適切なセキュリティパラメータ、管理が必要となる事象と対処法を記述してあること、他の証拠資料と一貫しておりIT環境に対するセキュリティ要件を記述してあることを確認している。
AGD_USR.1.1E	評価はワークユニットに沿って行われ、利用者ガイダンスがTOEの管理者でない利用者が利用可能なセキュリティ機能やユーザインタフェース、セキュリティ機能の使用法、対応すべき機能や特権に関する警告、TOEのセキュアな操作に必要なすべての利用者責任が記述してあり、他の証拠資料と一貫しておりIT環境に対するセキュリティ要件を記述してあることを確認している。
<b>テスト</b>	<b>適切な評価が実施された</b>
ATE_COV.1.1E	評価はワークユニットに沿って行われ、テスト証拠資料に識別されているテストが機能仕様に正確に対応していることを確認している。
ATE_FUN.1.1E	評価はワークユニットに沿って行われ、テスト証拠資料がテスト計画、手順、期待される結果及び実際の結果を含み、テスト計画が目的を記述しセキュリティ機能を識別し、ST及びテスト手順記述と一貫していること、テスト手順記述がテストするセキュリティ機能のふるまいを識別しており再現可能な記述であること、テスト証拠資料が期待されるテスト結果を含んでおりそれらが実施結果と一致していることを確認し、開発者のテスト成果を報告している。
ATE_IND.2.1E	評価はワークユニットに沿って行われ、テスト構成がSTの記述と一貫し、TOEが正しく設定され、開発者テストと同等の資源が提供されていることを確認している。

ATE_IND.2.2E	評価はワークユニットに沿って行われ、テストサブセットとその証拠資料を作成し実施している。実施したテスト内容を記述し、結果が期待されるべき結果と一貫していることを確認している。また、本評価時に行われたテスト実施方法も適切と判断される。
ATE_IND.2.3E	評価はワークユニットに沿って行われ、サンプリングテストを実施し、結果が期待されるべき結果と一貫していることを確認している。また、本評価のサンプリング方針及びテスト実施方法も適切と判断される。
<b>脆弱性評定</b>	<b>適切な評価が実施された</b>
AVA_SOF.1.1E	評価はワークユニットに沿って行われ、STでSOF主張がなされているセキュリティメカニズムに対して、正当なSOF分析が行われ、SOF主張が満たされていることを確認している。
AVA_SOF.1.2E	評価はワークユニットに沿って行われ、すべての確率的または順列的メカニズムがSOF主張を持ち、そのSOF主張が正しいことを確認している。
AVA_VLA.1.1E	評価はワークユニットに沿って行われ、脆弱性分析が脆弱性に関する情報を考慮していること、識別された脆弱性について悪用されない根拠とともに記述していること、脆弱性分析がSTやガイダンスの記述と一貫していることを確認している。
AVA_VLA.1.2E	評価はワークユニットに沿って行われ、侵入テストとそれを再現可能な詳細を持つ侵入テスト証拠資料を作成しテストを実施している。実施したテスト結果とテスト概要について報告がなされている。

## 4.2 注意事項

特になし。

## 5 用語

本報告書で使用された略語を以下に示す。

CC	Common Criteria for Information Technology Security Evaluation (情報技術セキュリティ評価のためのコモンクライテリア)
CEM	Common Methodology for Information Technology Security Evaluation (情報技術セキュリティ評価のための共通手法)
EAL	Evaluation Assurance Level (評価保証レベル)
PP	Protection Profile (プロテクションプロファイル)
SOF	Strength of Function (機能強度)
ST	Security Target (セキュリティターゲット)
TOE	Target of Evaluation (評価対象)
TSF	TOE Security Functions (TOEセキュリティ機能)

本報告書で使用されたTOE特有の略語を以下に示す。

ADF	Auto Document Feeder (自動原稿送り装置)
G3/G4	Group3/Group4 (G3ファクシミリ/G4ファクシミリ)
IIT	Image Input Terminal (画像入力ターミナル)
IOT	Image Output Terminal (画像出力ターミナル)
IPSEC	Security Architecture for Internet Protocol (IPパケット暗号化プロトコル)
MFP	Multi Function Peripheral (デジタル複合機)
NVRAM	Non Volatile Random Access Memory (不揮発性ランダムアクセスメモリ)
SEEPROM	Serial Electronically Erasable and Programmable Read Only Memory (シリアスバスに接続された電氣的に書き換え可能なROM)
SMB	Server Message Block (サーバーメッセージブロック)
SNMP	Simple Network Management Protocol (ネットワーク制御/監視プロトコル)

SSL/TLS	Secure Socket Layer/Transport Layer Security (セキュアソケットレイア/トランスポートレイヤー・セキュリティ)
S/MIME	Secure/Multipurpose Internet Mail Extensions (エスマイム)

本報告書で使用された用語を以下に示す(当該用語を理解するために必要な関連用語の説明を含む)。

用語	定義内容
一般利用者	MFPのコピー機能、スキャナー機能、ファクス機能およびプリンター機能を利用する者。
機械管理者	MFPの機械管理やTOEセキュリティ機能の設定を行う管理者。
SA(System Administrator)	機械管理者から、MFPの機械管理やTOEセキュリティ機能の設定を許可された者。
システム管理者	MFPの機械管理やTOEセキュリティ機能の設定を行う管理者。 機械管理者とSAの総称。
カスタマーエンジニア	MFPの保守/修理を行うゼロックスのエンジニア。
攻撃者	悪意を持ってTOEを利用する者。
操作パネル	MFPの操作に必要なボタン、ランプ、タッチパネルディスプレイが配置されたパネル。
一般利用者クライアント	一般利用者およびSAがMFPを利用するためのクライアント。
システム管理者クライアント	システム管理者が利用するクライアント。システム管理者はWebブラウザを使いMFPに対して、TOE設定データの確認や書き換えを行う。
センターウェアインターネットサービス(CWIS)	MFPのスキャナー機能によりスキャンして親展ボックスに格納された文書データを、取り出す機能を提供する。 さらにシステム管理者に、Webブラウザを使いMFPに対して、TOE設定データの確認や書き換えを行う機能を提供する。
ツールモード	一般利用者がMFPの機能を利用する動作モードとは別に、システム管理者がTOEの使用環境に合わせて、TOE機器の動作設定やTOEセキュリティ機能設定の参照/更新といった、設定値の変更を行う動作モード。
プリンタードライバー	一般利用者クライアント上のデータを、MFPが解釈可能なページ記述言語(PDL)で構成された印刷データに変換するソフトウェアで、一般利用者クライアントで使用する。
ファクスドライバ	一般利用者クライアント上のデータを印刷と同じ操作で、MFPへデータを送信し、直接ファクス送信する(ダイレクトファクス機能)ためのソフトウェアであり一般利用者クライアントで使用する。



用語	定義内容
ネットワークスキャナユーティリティ	MFP内の親展ボックスに保存されている文書データを、一般利用者クライアントから取り出すためのソフトウェア。
デコンポーズ機能	ページ記述言語(PDL)で構成された印刷データを解析し、ビットマップデータに変換する機能。
デコンポーズ	デコンポーズ機能により、ページ記述言語(PDL)で構成されたデータを解析し、ビットマップデータに変換する事。
プリンター機能	利用者クライアントから送信された印刷データをデコンポーズして印刷する機能。
プリンター制御機能	プリンター機能を実現するために装置を制御する機能。
プライベートプリント	一般利用者クライアント上のプリンタードライバでユーザーIDとパスワードを設定し、MFPで認証が成功したジョブのみ保存し、操作パネルよりユーザー認証することにより印刷が可能となる蓄積プリント方法(MFPの内部ハードディスク装置に一旦蓄積し、一般利用者が操作パネルより指示する事で印刷を開始するプリント方法)。
コピー機能	操作パネルからの一般利用者の指示に従い、IITで原稿を読み込み、IOTより印刷を行う機能。同一原稿の複数部のコピーが指示された場合、IITで読み込んだ文書データは、一旦MFPの内部ハードディスク装置に蓄積され、指定部数回、内部ハードディスク装置から読み出されて印刷される。
スキャナー機能	操作パネルからの一般利用者の指示に従い、IITで原稿を読み込み、MFPの内部ハードディスク装置に作られた親展ボックスに蓄積する。蓄積された文書データは、一般的なWebブラウザを使用して、CWISやネットワークスキャナユーティリティの機能により取り出す。
ネットワークスキャン機能	操作パネルからの一般利用者の指示に従い、IITで原稿を読み込み後にMFPに設定されている情報に従って、FTPサーバ、SMBサーバ、Mailサーバへ文書データの送信を行う。
ファクス機能	ファクス送受信を行う。ファクス送信は操作パネルからの一般利用者の指示に従い、IITで原稿を読み込み、公衆電話回線網により接続された相手機に文書データを送信する。ファクス受信は公衆電話回線網により接続相手機から送られた文書データを受信し、IOTから印刷を行う。
ダイレクトファクス(D-FAX)機能	データをプリントジョブとしてMFPに送り、紙に印刷するのではなく、ファクス機能により公衆電話回線網を使用して送信する機能。
インターネットファクス(i FAX)機能	公衆電話回線網を使用するのではなく、インターネットを経由してファクスの送受信を行う機能。

用語	定義内容
親展ボックス	MFPの内部ハードディスク装置に作成される論理的なボックス。スキャナー機能により読み込まれた文書データや親展ボックスを使った印刷のための文書データを蓄積することが出来る。個別親展ボックスと共用親展ボックスがある。
個別親展ボックス	一般利用者が個別に使用できる親展ボックス。各一般利用者が作成する。
共用親展ボックス	すべての一般利用者が共有して使える親展ボックス。機械管理者が作成できる。
文書データ	<p>一般利用者がMFPのコピー機能、プリンター機能、スキャナー機能、ファクス機能を利用する際に、MFP内部を通過する全ての画像情報を含むデータを、総称して文書データと表記する。文書データには以下の様な物が含まれる。</p> <p>コピー機能を使用する際に、IITで読み込まれ、IOTで印刷されるビットマップデータ。</p> <p>プリンター機能を利用する際に、一般利用者クライアントから送信される印刷データおよび、それをデコンポーズした結果作成されるビットマップデータ。</p> <p>スキャナー機能を利用する際に、IITから読み込まれ内部ハードディスク装置に蓄積されるビットマップデータ。</p> <p>ファクス機能を利用する際に、IITから読み込まれ接続相手に送信するビットマップデータ、および、接続相手機から受信しIOTで印刷されるビットマップデータ。</p>
利用済み文書データ	MFPの内部ハードディスク装置に蓄積された後、利用が終了しファイルとしては削除されたが、内部ハードディスク装置内には、データ部が残存している状態の文書データ。
セキュリティ監査ログデータ	障害や構成変更、ユーザ操作など、デバイス内で発生した重要な事象を、「いつ」「何(誰)が」、「どうした」、「その結果」という形式で時系列に記録したもの。
TOE設定データ	TOEによって作成された及びTOEに関して作成されたデータであり、TOEの動作に影響を与える可能性のあるもの。具体的には、内部ハードディスク蓄積データ上書き情報、ハードディスク暗号化情報、システム管理者情報、カスタマーエンジニア操作制限情報、内部ネットワークデータ保護情報、セキュリティ監査ログ情報、親展ボックス情報、ユーザ認証情報など。
上書き消去	内部ハードディスク装置上に蓄積された文書データを削除する際に、そのデータ領域を特定データで上書きする事を示す。
外部ネットワーク	TOEを管理する組織では管理が出来ない、内部ネットワーク以外のネッ

用語	定義内容
	トワークを指す。
内部ネットワーク	TOEが設置される組織の内部にあり、外部ネットワークからのセキュリティの脅威に対して保護されているネットワーク内の、MFPとMFPへアクセスが必要なリモートの高信頼なサーバーやクライアントPC間のチャンネルを指す。
ユーザー認証	TOEの各機能を使用する前に、利用者の識別を行ってTOEの利用範囲に制限をかけるための機能である。

## 6 参照

- [1] Xerox WorkCentre 7232/7242 セキュリティターゲット V 1.0.4 (2008年2月19日)  
富士ゼロックス株式会社
- [2] ITセキュリティ評価及び認証制度の基本規程 平成19年5月 独立行政法人 情報処理推進機構 CCS-01
- [3] ITセキュリティ認証申請手続等に関する規程 平成19年5月 独立行政法人 情報処理推進機構 CCM-02
- [4] ITセキュリティ評価機関承認申請手続等に関する規程 平成19年5月 独立行政法人 情報処理推進機構 CCM-03
- [5] Common Criteria for Information Technology Security Evaluation Part1:  
Introduction and general model Version 2.3 August 2005 CCMB-2005-08-001
- [6] Common Criteria for Information Technology Security Evaluation Part2: Security  
functional requirements Version 2.3 August 2005 CCMB-2005-08-002
- [7] Common Criteria for Information Technology Security Evaluation Part3: Security  
assurance requirements Version 2.3 August 2005 CCMB-2005-08-003
- [8] 情報技術セキュリティ評価のためのコモンクライテリア パート1: 概説と一般モデル  
バージョン2.3 2005年8月 CCMB-2005-08-001 (平成17年12月翻訳第1.0版)
- [9] 情報技術セキュリティ評価のためのコモンクライテリア パート2: セキュリティ機能  
要件 バージョン2.3 2005年8月 CCMB-2005-08-002 (平成17年12月翻訳第1.0版)
- [10] 情報技術セキュリティ評価のためのコモンクライテリア パート3: セキュリティ保証  
要件 バージョン2.3 2005年8月 CCMB-2005-08-003 (平成17年12月翻訳第1.0版)
- [11] ISO/IEC 15408-1:2005 Information technology - Security techniques - Evaluation  
criteria for IT security - Part 1: Introduction and general model
- [12] ISO/IEC 15408-2:2005 Information technology - Security techniques - Evaluation  
criteria for IT security - Part 2: Security functional requirements
- [13] ISO/IEC 15408-3:2005 Information technology - Security techniques - Evaluation  
criteria for IT security - Part 3: Security assurance requirements
- [14] Common Methodology for Information Technology Security Evaluation :  
Evaluation Methodology Version 2.3 August 2005 CCMB-2005-08-004
- [15] 情報技術セキュリティ評価のための共通方法: 評価方法 バージョン2.3 2005年8月  
(平成17年12月翻訳第1.0版)
- [16] ISO/IEC 18045:2005 Information technology - Security techniques - Methodology  
for IT security evaluation
- [17] 補足-0512 平成17年12月
- [18] Xerox WorkCentre 7232/7242 評価報告書 第1.1版 2008年2月20日 有限責任中間法  
人 ITセキュリティセンター